

# ユニット型指定介護老人福祉施設 縁JOY（エンジョイ）運営規程

（ユニット型特別養護老人ホーム 縁JOY（エンジョイ）運営規程）

## （目的及び基本方針）

- 第1条 この規程は、介護保険法、老人福祉法、相模原市条例及び関係法令に基づき、社会福祉法人相模福祉村が設置運営するユニット型指定介護老人福祉施設 縁JOY【エンジョイ】（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 第2条 施設は、指定介護老人福祉施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入居者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 第3条 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供に努める。
- 第4条 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

## （施設の名称及び位置）

- 第5条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 特別養護老人ホーム 縁JOY（エンジョイ）
- (2) 所在地 神奈川県相模原市中央区田名7691番地1

## （入居者の定員）

- 第6条 施設の入居者の定員は、90名とする。
- ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。
- |             |       |
|-------------|-------|
| ユニット数       | 9ユニット |
| ユニットごとの入居定員 | 10名   |

## （職員の区分及び定数）

（令和6年4月1日現在）

- 第7条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- |             |     |  |
|-------------|-----|--|
| (1) 管理者     | 1人  | （常勤兼務職員）                                       |
| (2) 生活相談員   | 2人  | （常勤兼務職員2人）                                     |
| (3) 介護支援専門員 | 2人  | （常勤職員2人）                                       |
| (4) 事務員     | 4人  | （常勤兼務職員4人 非常勤兼務職員1名）                           |
| (5) 介護職員    | 56人 | （常勤兼務職員50人 非常勤兼務職員6人）<br>（うち短期入所生活介護 常勤兼務職員9名） |
| (6) 看護職員    | 6人  | （常勤兼務職員4人 非常勤兼務職員2人）                           |
| (7) 栄養士     | 2人  | （常勤兼務職員2人）                                     |
| (8) 機能訓練指導員 | 1人  | （常勤職員）   |
| (9) 調理員     | 0人  | （委託職員10人）                                      |
| (10) 嘱託医師   | 1人  | （非常勤兼務職員）                                      |
- 第8条 前項に定めるもののほか、必要がある場合は、定員を超え、又はその他の職員を置くことができる。

(職務)

第9条 職員の職務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。
- (2) 事務員 施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員 入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 介護支援専門員 入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
- (5) 介護職員 入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- (6) 看護職員 医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- (7) 機能訓練指導員 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 医師 入居者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- (9) 栄養士 入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。
- (10) 調理員 入居者に提供する食事の調理業務に従事する。

第10条 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

(会議)

第11条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 職員会議
- (2) ケース会議

第12条 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

(利用料の受領)

第13条 利用料の受領については、次のとおりとする。

- (1) 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設サービス費の額を控除して得られた額の支払を受ける。
- (2) 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者等から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。
- (3) 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるものの支払を入所者から受けることができる。
- (4) 施設は、前項に掲げる費用の額に係る施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該施設サービス内容及び費用について説明を行い、入居者及びその家族の同意を得るものとする。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第14条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用に関する規定は次のとおりとする。

- (1) 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入居者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供され、施設サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。
- (2) 施設は、前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入居者から費用の支払いを受けることができる。
  - 一 食事の提供に要する費用
  - 二 居住に要する費用

- 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用
  - 五 理美容代
  - 六 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入居者に負担させることが適当と認められる便宜の提供
- (3) 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、別紙料金表のとおりとする。
- (4) 第2項各号に規定する施設サービスの提供にあたっては、入居者又は身元引受人（家族等）に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
- (5) 第2項及び第3項に規定する施設サービスの提供に係る会計は、施設が行う他の事業会計と区分するものとする。
- (6) 施設は、入居者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき入居者から支払を受けた時には領収書を、それぞれ利用者に交付するものとする。また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）第9条第1項に規定する「法定受領サービス」に該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとする。
- (7) 施設は、前項に規定する食費及び居住費の額を変更するときは、あらかじめ、入居者又は身元引受人（家族等）に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得なければならない。

#### (入退所)

第15条 入退所に関する規定は、次のとおりとする。

- (1) 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。
- (2) 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。
- (3) 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- (4) 施設は、入居申込者の入所に際しては、入居申込者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- (5) 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- (6) 前項の検討に当たっては、管理者、生活相談員、介護支援専門員、介護職員等の職員の間で協議する。
- (7) 施設は、入居者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及びその家族の希望、入居者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- (8) 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### (施設の利用に当たっての留意事項)

第16条 入居者が施設のサービスを受ける際には、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけないこと。
- (2) 争いごと、暴力、恥知らずの行為をしないこと。
- (3) 喫煙は所定の場所ですること。
- (4) 火災防止のため、油類、電気器具、その他発火の恐れのある物品を施設内に持ち込まないこと。

- (5)施設内において、金銭及び物品の貸借をしないこと。
- (6)その他、施設利用上の注意義務に従うこと。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 17 条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、施設運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該施設サービスの提供の開始について入居申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第 18 条 入居希望があった場合の受給資格等の確認については、次のとおりとする。

- (1)施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
- (2)施設は、前条項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第 19 条 施設が行う要介護認定の申請にかかる援助については、次のとおりとする。

- (1)施設は、要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- (2)施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の 30 日前には行われるように必要な援助を行う。

(介護保険被保険者証への記載)

第 20 条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入居者等の被保険者証に記載する。

(保険給付のための証明書の交付)

第 21 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した施設サービス提供証明書を入居者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第 22 条 施設サービス計画の作成等については、次のとおりとする。

- (1)管理者は、計画担当介護支援専門員(以下「介護支援専門員」という。)に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- (2)施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入居者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて入居者が現に抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- (3)介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入居者に対して説明し同意を得る。
- (4)介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前 3 項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(施設サービスの取扱い方針)

第 23 条 施設サービスの取扱い方針は、次のとおりとする。

- (1) 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。
- (2) 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (3) 施設の職員は、施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- (4) 施設は、施設サービスの提供にあたっては、当該入居者及び他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- (5) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護サービス)

第 24 条 介護サービスについては、次の通りとする。

- (1) 介護は、入居者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行う。
- (2) 施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入居者を入浴させ、又は清拭を行う。
- (3) 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- (4) 施設は、オムツを使用せざるを得ない入居者のオムツを適切に随時取替える。
- (5) 施設は、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- (6) 施設は、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- (7) 施設は、入居者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第 25 条 入居者の食事提供については、次の通りとする。

- (1) 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し適切な時間に提供する。
- (2) 食事の提供は、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談及び援助)

第 26 条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第 27 条 施設が行う社会生活上の適宜提供等に関しては、次のとおりとする。

- (1) 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。
- (2) 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

(機能訓練)

第 28 条 施設は、入居者に対し、施設サービス計画に基づいて、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 29 条 施設入居者に関する健康管理については、次のとおりとする。

- (1) 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- (2) 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。
- (3) 施設は、入院及び治療を必要とする入居者のために、協力医療機関を定める。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第 30 条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後おおむね 3 箇月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入居するように努める。

(入居者に関する保険者への通知)

第 31 条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け又は受けようとしたとき。

(勤務態勢の確保等)

第 32 条 勤務形態の確保については、次のとおりとする。

- (1) 施設は、入居者に適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。
- (2) 施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 33 条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束その他の行動制限)

第 34 条 身体拘束については、次のとおりとする。

- (1) 施設は、ご利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対して隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法によりご利用者の行動を制限しないものとする。
- (2) 施設がご利用者に対し、隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法によりご利用者の行動を緊急やむを得ず制限する場合は、事前にご利用者及び身元保証人に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について説明をし、介護記録にその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(緊急時等の対応)

第 35 条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 36 条 事故発生時の対応については、次のとおりとする。

- (1) 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- (2) 事業所は、事故及び事故に際してとった措置について記録する。
- (3) 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 37 条 非常災害対策については、次のとおりとする。

- (1) 施設は、非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年 2 回以上実施する。
- (2) 施設は、消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(定員の厳守)

第 38 条 施設は、入居定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第 39 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。また、施設は感染症等が発生し、又はまん延しないように必要な措置を行う。

(重要事項の掲示)

第 40 条 施設は、見やすい場所に、施設運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 41 条 施設は、入居者またはその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令に従い、次のとおり取り扱う。

- (1) 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- (2) 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者及びその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 42 条 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止については、次のとおりとする。

- (1) 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
- (2) 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員から、当該施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 43 条 苦情処理に関する規定は次のとおりとする。

- (1) 施設は、その提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- (2) 施設は、その提供した施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ入所者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- (3) 施設は、その提供した施設サービスに関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第 44 条 施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(記録の整備)

第 45 条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録の整備を行うとともに、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(法令との関係)

第 46 条 この規程に定めのない事項については、厚生労働省令(平成 12 年厚生省令第 39 号)及び相模原市条例及び法の定めるところによる。

(従業者の研修)

第 47 条 管理者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 新任研修 採用後 1～3か月以内
- (2) 現任研修 年 1 回以上

(その他運営についての留意事項)

第 48 条 この規程に定める事項のほかに、運営に関する重要事項は、社会福祉法人相模福祉村と事業所の管理者との協議に基いて定めるものとする。

(暴力団等排除に係る基準)

第 49 条 事業者は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、当施設との入所契約を解除することができる。

- (1) 契約者が相模原市暴力団排除条例（平成 23 年相模原市条例第 31 号。以下本条及び第 15 条において、「条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団」という。）と認められるとき、または、法人等（法人または団体をいう。）である場合には、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 施設は、契約の履行に当たって、条例第 2 条第 2 号に定める暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた時は、遅滞なく所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- (3) 施設は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた時は、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 4 月 1 日改定
- 3 平成 21 年 6 月 1 日改定
- 4 平成 21 年 10 月 1 日改定
- 5 平成 22 年 4 月 1 日改定

- 6 平成 22 年 10 月 1 日改定
- 7 平成 23 年 1 月 1 日改定
- 8 平成 24 年 4 月 1 日改定
- 9 平成 25 年 4 月 1 日改定
- 10 平成 26 年 3 月 1 日改定
- 11 平成 26 年 3 月 11 日改定
- 12 平成 28 年 7 月 1 日改定
- 13 平成 29 年 9 月 30 日改定
- 14 令和元年 10 月 1 日改定
- 15 令和 5 年 4 月 1 日改定
- 16 令和 6 年 4 月 1 日改定